

【令和8年度】

居宅サービス事業者等及び介護予防・日常生活支援総合事業者向け 新規指定に関する手引き

【目次】

1. 申請にあたっての留意事項
2. 申請対象サービス
3. 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の「簡易な申請」について
4. 市外事業所の豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の申請について
5. 指定申請手数料
6. 指定申請スケジュール等について
 - (1) スケジュール
 - (2) 予約から指定までの流れ

1. 申請にあたっての留意事項

- 申請者は法人でなければなりません。
- 法人の定款及び登記の目的欄には、申請する事業に関する記載が必要です。
記載例：介護保険法に基づく居宅サービス事業
介護保険法に基づく居宅介護支援事業
介護保険法に基づく介護予防サービス事業
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業／介護保険法に基づく第1号事業 など
- 介護保険事業者等の指定を受けるためには、介護保険法を遵守したうえで豊中市の条例及び要綱に定める基準を満たす必要があります。サービスごとの条例及び要綱は以下のリンクよりご確認ください。
＜指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定居宅介護支援の条例＞
https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki_taikei/r_taikei_04_10.html
＜豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の各種要綱＞
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/sougoujigyoku.html#cms247ED
- 消防法や建築基準法など、各種関係法令にも適合していなければなりませんので、申請法人等で適切にご確認ください。
- 指定申請には事前の予約が必要です。
- 通所介護の申請にあたっては、申請予約より前に事前協議の手続きを終了させてください。
詳しくは「[通所介護・総合事業通所型サービス事業の開設予定の方へ\(事前協議\)](#)」をご覧ください。
- 指定に際しては、保険者・指定権者の判断や考え方等がありますので、事前協議や新規申請時には適切なご対応をお願いします。

＜担当窓口・お問い合わせ先＞

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階
電話：06-6858-2838 FAX：06-6858-3146
メール：chouju@city.toyonaka.osaka.jp

2. 申請の対象サービス

本手引きに沿って申請が可能なサービスは下表のとおりです。

(介護予防支援、地域密着型サービス及び施設サービス(付随する居宅・予防サービスを含む)の申請は別の手続きとなりますのでご注意ください。)

●介護保険サービス

- ・居宅介護支援
- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- ・訪問看護・介護予防訪問看護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

●総合事業(介護予防・日常生活支援サービス)

- ・訪問介護相当サービス
- ・訪問型サービスA
- ・通所介護相当サービス
- ・通所型サービス A

※ 医療機関等において訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション(各予防サービスを含む)の「みなし指定」がある場合、豊中市への指定申請は不要です。

ただし、サービスを実施する際は、「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の基準を満たしている必要があるほか、各種加算を算定する際は、算定要件を満たしたうえで別途届出が必要です。

また、通所リハビリテーションを実施し介護給付費の算定を行うためには、事前に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び添付書類をご提出いただく必要があります。詳細は市ホームページ「[通所リハビリテーション 豊中市 \(city.toyonaka.osaka.jp\)](http://city.toyonaka.osaka.jp)」からご確認ください。

3. 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の申請書類の一部省略について

下記に該当する場合は、申請書類の一部省略が可能です。

市ホームページより、該当の総合事業サービスページ内の「申請に必要な書類チェックリスト」をご確認ください。

なお、下記に該当しない場合は、通常の申請手続きで事業所の指定を受ける必要があります。

<対象となる事業者>

- A. 既に豊中市内で訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護の指定を受けている事業所で、総合事業（従前相当サービス及びサービスA（基準緩和サービス））の指定申請を行う事業者
- B. 訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護の新規指定申請をする事業所で、合わせて総合事業（従前相当サービス及びサービスA（基準緩和サービス））の指定申請を行う事業者

4. 市外事業所の豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の申請について

本体事業所所在地の指定権者が一定の指定基準を確認済であるという観点から、申請に必要な書類を一部削減して受付します。市ホームページより、該当の総合事業サービスページ内の「申請に必要な書類チェックリスト」をご確認ください。

（参考）市ホームページ： [市外事業所向けの手続きのご案内 豊中市 \(city.toyonaka.osaka.jp\)](http://city.toyonaka.osaka.jp)

5. 指定申請手数料

新規指定の申請にあたっては、豊中市介護保険条例に基づき、下記の指定申請手数料が必要となります。

指定居宅介護支援事業者	1 件につき 30,000 円	
指定居宅サービス事業者	1 件につき 30,000 円	居宅サービスと 介護予防サービスの 同時申請 35,000 円
指定介護予防サービス事業者	1 件につき 30,000 円	
介護予防・日常生活支援総合事業	手数料納付の必要はありません。	

※同時に申請される場合であっても、サービスごとに手数料が必要となります。

※「みなし指定」については、手数料納付の必要はありません。

6. 指定申請スケジュール等について

(1) スケジュール

- 事業開始日ごとの申請に関するスケジュールは下表のとおりです（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）。下記に示す期間以外での予約受付等はいりません。
- 電話または窓口来庁にてご予約下さい。
- 予約後にキャンセルする場合は、すみやかに連絡してください。
- 下表に示す期間等は予告なく変更となる場合がありますのでご了承ください。

事業開始日 (指定日)	予約受付期間	書類提出締切 (必着)	補正期間
令和8年4月1日	令和8年1月5日～ 令和8年1月30日	令和8年2月19日	令和8年2月20日～ 令和8年3月11日
令和8年5月1日	令和8年2月2日～ 令和8年2月27日	令和8年3月19日	令和8年3月23日～ 令和8年4月10日
令和8年6月1日	令和8年3月2日～ 令和8年3月31日	令和8年4月17日	令和8年4月20日～ 令和8年5月12日
令和8年7月1日	令和8年4月1日～ 令和8年4月30日	令和8年5月20日	令和8年5月21日～ 令和8年6月10日
令和8年8月1日	令和8年5月1日～ 令和8年5月29日	令和8年6月19日	令和8年6月22日～ 令和8年7月10日
令和8年9月1日	令和8年6月1日～ 令和8年6月30日	令和8年7月17日	令和8年7月21日～ 令和8年8月10日
令和8年10月1日	令和8年7月1日～ 令和8年7月31日	令和8年8月20日	令和8年8月21日～ 令和8年9月10日
令和8年11月1日	令和8年8月3日～ 令和8年8月31日	令和8年9月18日	令和8年9月24日～ 令和8年10月13日
令和8年12月1日	令和8年9月1日～ 令和8年9月30日	令和8年10月20日	令和8年10月21日～ 令和8年11月10日
令和9年1月1日	令和8年10月1日～ 令和8年10月30日	令和8年11月20日	令和8年11月24日～ 令和8年12月10日
令和9年2月1日	令和8年11月2日～ 令和8年11月30日	令和8年12月17日	令和8年12月18日～ 令和9年1月12日
令和9年3月1日	令和8年12月1日～ 令和8年12月28日	令和9年1月20日	令和9年1月21日～ 令和9年2月10日

(2) 予約から指定までの流れ

順	実施項目	時期	説明
1	申請予約	事業開始3か月前1日～月末	・電話または窓口来庁にてご予約下さい。 ・事業開始時期、法人名、申請サービス等をお伺いします。 ・<u>通所介護の申請にあたっては、申請予約より前に事前協議の手続きを終了させてください。</u>詳しくは「通所介護・総合事業通所型サービス事業の開設予定の方へ(事前協議)」をご覧ください。
2	申請準備 ↓ 申請書類の作成	申請書類提出日まで	・指定申請に必要な手続き、人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成などの事前準備を行ってください。 ・準備に関するご相談は随時お受けしています。書類作成時は記入例を参考にしてください。 ・申請書類は豊中市ホームページからダウンロードしてお使いください。 → 居宅サービス関連の書式 豊中市 (city.toyonaka.osaka.jp) → 総合事業(介護予防・生活支援サービス)関連の書式 豊中市 (city.toyonaka.osaka.jp)
3	申請書類の提出(郵送)	事業開始前々月20日頃	・郵送、窓口持参または電子申請届出システム。いずれも締切日必着。窓口持参頂いた場合でも、その場で審査はいたしません。 ・書類は『申請に必要な書類チェックリスト』でご確認のうえ、すべて揃えてご提出ください。<u>提出時に不足書類がある場合は受付できません。</u> ・申請者控えとして、申請書類一式の写し(データでも可)を必ず保管してください。
4	審査・補正	事業開始前々月21日～前月10日頃	・市が書類を審査し、申請内容が指定基準等に合致しているかを確認します。 ・書類に不備があった場合はご連絡し、不備の内容に応じて窓口、電話、メール等で補正のご対応を依頼します。 ・期間内に補正が完了しない場合、申請書類を受理できない可能性がありますので、補正には速やかにご対応ください。 ・補正がない場合でも状況によりご来庁をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。
	手数料納付書お渡し		・手数料が必要なサービスについては、書類をご提出いただいた後に納付書を発行し、原則郵送でお渡しします。 ・納期限(翌月10日頃)までに、納付書裏面に記載の金融機関本支店にて手数料を納めてください(豊中市役所内の金融機関窓口でも納めていただけます)。 ・手数料の納付時に返却される領収済証の写しを、補正期間内に長寿社会政策課までご提出ください。
5	指定書交付	事業開始前月20日頃	・指定書及び参考資料を郵送します。 ・資料を確認し、事業運営に必要な情報を事業所内で周知してください。
6	事業開始(指定日)	事業開始月1日	・毎月1回、1日付で指定します。 ・指定の有効期間は6年間です。当該有効期間を更新するには、更新申請が必要となります。